

地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について

勝央町教育委員会

部活動改革に関する「改革推進期間」（令和5～7年度）を経て、令和7年度の「地域スポーツ・文化芸術活動と部活動改革に関する実行会議」のとりまとめを受け、文部科学省は令和8～13年度までを新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の実施を推進することとなりました。

さらには、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が出され、部活動改革・地域展開について国の考え方や取組方針等が示されました。

これにより、町立学校教職員が勤務時間外に地域団体等から報酬を得て地域クラブ等で指導を行う場合は、教育に関する兼職等の承認（以下「兼職兼業の許可」）が必要になります。地域団体・クラブ等から指導の依頼があり、かつ、本人が指導を希望する場合は、校長に相談・了承を得た上で適切に申請を行ってください。

1 学校部活動と地域クラブ活動との違い

	部活動	「地域クラブ活動」
位置づけ	学校教育の一環	学校と連携して行う活動
実施主体	学校	地域の様々な団体(認定)
指導者	教職員・外部指導員	地域住民、希望する教職員(兼職兼業)
参加者	当該中学校の生徒	中学生等(参加範囲は柔軟に設定)
活動場所	学校施設	学校施設や社会教育施設
費用負担	部費	会費等
保 険	学校で加入	スポーツ安全保険等

学校部活動は学校教育の一環として学習指導要領に位置付けられています。

一方、地域クラブ活動は学校教育外の活動となるため、指導の際は学校教職員ではなく、地域の指導者となります。報酬を得て指導する場合は、指揮命令・監督者が異なることや、事故等が発生した場合の責任などが異なることに留意する必要があります。

学校以外の主体である地域団体の業務に従事することになりますので、地方公務員法第38条及び教育公務員特例法第17条に基づき、サービスを監督する教育委員会の許可を得て、地域クラブ活動等に従事することができます。

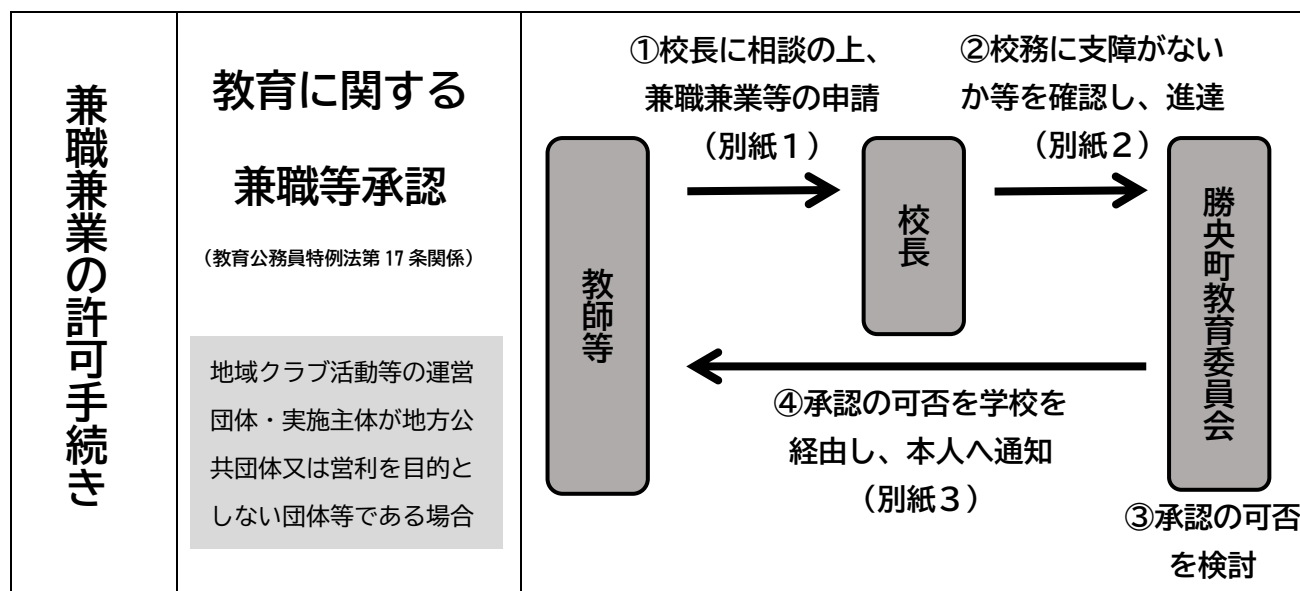
2 地域クラブ活動等への従事に係る手続き

地域クラブ活動等への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に、報酬を受けて従事することとなるため、兼職兼業の許可を受けるための手続きが必要です。

一般的には、兼職兼業希望先の地域団体からの依頼を基に、上司である校長等への相談・了承の上、勝央町教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。

これにより、兼職兼業先の業務について、報酬を受けて従事することが可能になります。

一方で、兼職兼業時の業務の管理監督者は、普段の教師等としての管理監督者（校長）と異なることや、勤務時間については、教師等としての労働時間と兼職兼業先の労働時間を通算する必要もあり、この点についても留意が必要です。



勤務時間外にボランティアとして無償又は交通費等の費用弁償の範囲内のみの支給で地域クラブ活動等に従事する場合は、許可（承認）は不要です。

この場合でも、職員の心身の健康の確保のため、従事内容や指導時間等を把握する必要がありますので、校長先生に事前相談をお願いします。

なお、非常勤の講師については法令の適用外ですが、同様に校長先生に相談をお願いします。

許可（承認の基準）

申請があった場合は、関係法令に基づき、学校運営に支障がないか、職務の公正の確保を害することはないか、保護者や地域住民への説明責任が果たせるものであるか等に十分留意して判断します。

【主な判断基準】

- ☐ 地域クラブ活動等における指導等の依頼がなされているか
- ☐ 地域団体や周囲の職員等からの要望や同調圧力によることなく、本人が希望しているか
- ☐ 学校での職務遂行に支障を来す恐れがないか
- ☐ 急遽教員としての勤務が必要になった場合には、勤務可能かどうか依頼元団体との間で調整がなされているか
- ☐ 「時間外在校等時間」と「地域クラブ活動等における労働時間」を通算した時間が80時間を超える見込みがないか
※ただし、これは上限時間まで業務を推奨するものではなく、職員の心身の健康の確保の観点から、合計時間は月45時間以内になることが望ましい。
- ☐ 地域クラブ活動等に注力しすぎて、教員の職務が疎かになる心配はないか
- ☐ 地域団体等から社会通念上適当とはいえない高額な報酬を得ていないか
- ☐ 勤務先等の生徒を、地域クラブ活動等へ勧誘・参加を促していないか
- ☐ 勤務時間と地域クラブ活動等に従事する時間が重複していないか
- ☐ 活動場所や指導体制、指導内容等から判断し、学校の業務の一部として見なされる心配はないか
- ☐ 地域クラブ活動等の内容が、町が示すガイドラインから逸脱したものではないか
- ☐ 保護者や地域住民への説明責任が果たせるようなものであるか
- ☐ 地域クラブ活動中における責任の所在や事故に対応する保険加入など、明確に整理されているか

3 地域クラブ活動等に従事する場合の留意点

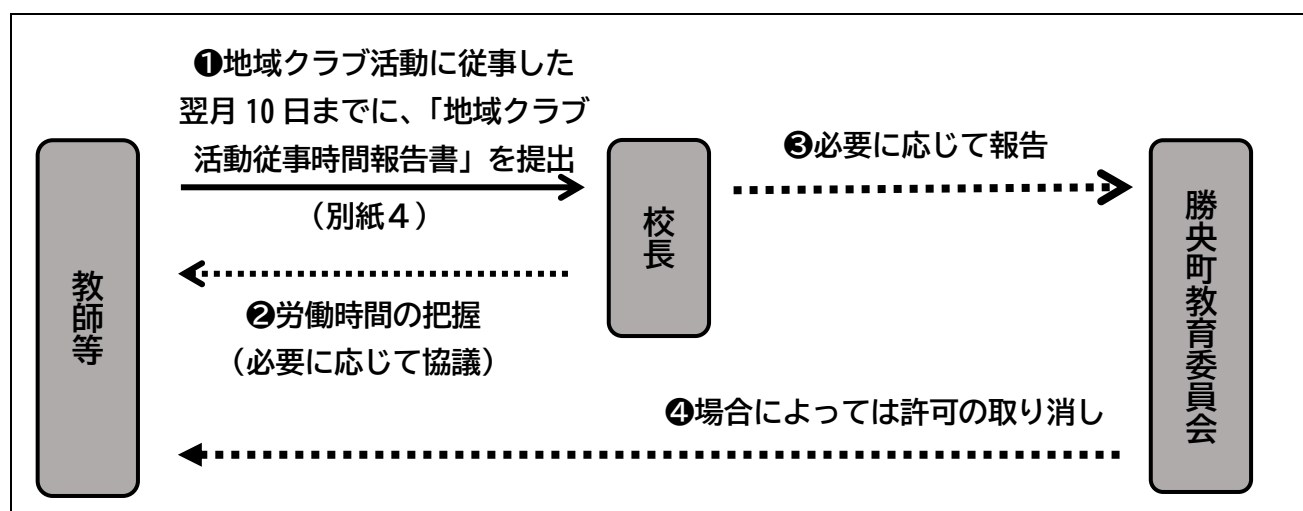
- 地域団体等は、教員等が指導を望んでいないにもかかわらず、周囲からの要望や同調圧力等から断れない事態が生じるような依頼を行ってはなりません。教員等が無理に希望させられることがないよう、本人の意思等をよく確認する必要があります。
- 教員等の心身の健康のため、地域団体における業務内容や教員の指導時間等について把握し、通算した労働時間が長時間にわたることがないように、適切に管理を行います。
- 指導中に事故が発生した場合は、地域団体や大会主催者が責任を負うこととなります。場合によっては指導者として教員本人にも責任が生じる場合があります。教員本人に事故があった場合も地域団体との雇用関係において対応がなされます。学校管理下にないのでスポーツ振興センターの災害共済金給付制度や公務災害等の保険の対象とはなりません。地域クラブ活動等に従事する際には、保険の加入も含め確認してください。
- 大会運営への従事を希望する場合は、教員の立場として従事するのか、個人として従事するのか、その身分を明確にしてください。大会スタッフとして主催者から委嘱され、委嘱報酬を得る場合は兼職兼業の許可が必要になります。この場合は、教員の立場で従事することから、地域クラブから報酬等を受け取ることは出来ません。

また、地域クラブ活動等の活動に従事する予定であった時間に教員等としての勤務が急遽必要になった場合は、勤務に当たれるようにしておくことも大切です。

●必要に応じて確定申告等の手続きを適切に行ってください。

4 地域クラブ活動等での従事時間の把握

校長は、職員の心身の健康の確保の観点から、地域クラブ活動に従事する職員に報告を求め、地域クラブ活動等の従事時間を把握し、時間外在校等時間と合わせて管理します。



校長は地域クラブ活動等での従事時間を把握し、職員としての時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の合計が月 80 時間を超えた場合は、速やかに職員と協議し、翌月以降の時間外勤務や地域クラブ活動等での従事時間の縮減を図るなど、職員の心身の健康管理を適切に行ってください。

別紙 1

様式第14号(第26条関係)

兼 職 認 可 申 請 書

下記のとおり兼職したいので勝央町立学校職員服務規程第26条の規定により申請します。

年 月 日

教育委員会 様

学校名

職名 氏名

名 称	
場 所	
職 名	
勤 務 内 容	
期 間 及 び 時 間	
報酬の有無及び額	
学 校 長 の 意 見	

別紙 2

年 月 日

勝央町教育委員会 宛て

学校名
学校長名

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可副申書

別紙のとおり、下記の者から「兼職許可申請書」及び添付書類の提出があり、兼職兼業の許可の基準に該当すると考えますので、副申します。

記

兼職兼業を希望する教職員の氏名

<備考>

(※必要に応じて記載)

以上

別紙 3

年 月 日

学校名

学校長

様

申請者

様

勝央町教育委員会

地域クラブ活動に係る兼職兼業許可通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動に係る兼職兼業については、申請のとおり許可することとしましたので、通知します。

<備考>

(※必要に応じて記載)

以上

年 月 日

学校長 宛て

学校名
職・氏名

地域クラブ活動従事時間報告書（ 年 月分）

年 月 日付けで許可のあった兼職兼業については、 年 月に下記のとおり活動しましたので、報告します。

記

- ① 地域クラブ活動における労働時間（裏面の合計時間）
 ② ①と、学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）の合計時間
 ③ ②から、労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日8時間、1週40時間）を差し引いた時間

活動月	①	②	③（活動月のみ）	③（複数月平均）
年 月	時間	時間 （※1）	時間	80 時間以内であれば チェック。→ ☐ （※2）

（※1）②のうち、「学校における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）」について、個々の教職員において記載できない場合は、学校の管理職から当該教職員に対して情報提供を行い、それに基づき記載すること。

（※2）活動月を含めた直近の2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の③の平均時間が、いずれにおいても80時間以内である必要がある。

地域クラブ活動 月間活動時間

20 年 月

活動日時		活動時間	場 所	活動内容
(例)	9:00~11:30	2.5 時間	勝央中グラウンド	通常練習
1日	: ~ :	時間		
2日	: ~ :	時間		
3日	: ~ :	時間		
4日	: ~ :	時間		
5日	: ~ :	時間		
6日	: ~ :	時間		
7日	: ~ :	時間		
8日	: ~ :	時間		
9日	: ~ :	時間		
10日	: ~ :	時間		
11日	: ~ :	時間		
12日	: ~ :	時間		
13日	: ~ :	時間		
14日	: ~ :	時間		
15日	: ~ :	時間		
16日	: ~ :	時間		
17日	: ~ :	時間		
18日	: ~ :	時間		
19日	: ~ :	時間		
20日	: ~ :	時間		
21日	: ~ :	時間		
22日	: ~ :	時間		
23日	: ~ :	時間		
24日	: ~ :	時間		
25日	: ~ :	時間		
26日	: ~ :	時間		
27日	: ~ :	時間		
28日	: ~ :	時間		
29日	: ~ :	時間		
30日	: ~ :	時間		
31日	: ~ :	時間		
合 計		時間	←を表面の①に転記	